

令和7年度

仕 様 書

(基本設計＋実施設計)

委託業務名：藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務

徳島県

仕様書（基本設計＋実施設計）

1 設計内容

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日国営整第176号 最終改正令和6年3月26日国営整第213号）による。

(1) 設計は、次表のうち、○印を付したのものに関する業務を行うものとする。

業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げるもの及び6(2)に示す成果品の作成にかかるものとする。ただし、「建築確認申請」を「計画通知」と読み替えるものとする。

○	建築設計
○	建築構造設計
○	電気設備設計
○	機械設備設計
○	敷地造成設計
○	屋外附帯設計
○	積算
○	設計業務に必要となる各種調査

(2) 工事額の参考金額

令和7年4月に公表した「藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プラン」で示す新ホールの想定延べ面積に、令和7年に他県で落札された事例の平米単価を掛け合わせた場合、入札後の物価上昇も加味し、現時点で想定される金額を単純計算すると、200億円にまで及ぶ状況である。

なお、この金額は上限額とするものではないが、設計業務着手時点での参考とし、本業務の実施に当たっては、徹底したコスト管理を行い、建設コストはもとより、ライフサイクルコストの低減に配慮した計画とすること。

(3) 工事施工予定期間

令和6年に公表した「新ホール整備候補地調査」の調査モデルプランをもとにすると、既存施設解体等の関連工事を除き、新ホール本体工事の着工から2年10ヶ月間を見込みますが、既存地下構造物の有効活用や設備移設の早期実施、敷地特性に配慮した工法・施工計画など、合理的かつ効率的な設計により、全体工期の短縮を図ること。

2 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者については次のとおりとし、かつ、応募要項に示す資格要件を満たす者とする。

業務着手前にあらかじめ業務計画書及び実施設計に関するスケジュール管理表（以下「管理表」という。）を作成し、発注者へ提出しなければならない。

なお、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度発注者に変更業務計画書及び管理表を提出しなければならない。

(1) 管理技術者（1名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象業務全般について掌握し、設計業務について高度の技術・経験及び能力を有する者とする。

(2) 主任担当技術者（意匠担当技術者、構造担当技術者、電気設備担当技術者及び機械設備担当技術者各1名以上）

主任担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計業務に精通するとともに、設計業務について相当の経験と能力を有する者とする。

3 設計の進め方

(1) 発注者の指示に基づき、技術提案及び別添1の設計概要の内容を反映させたプランを作成し、承認を得た上で基本設計に着手しなければならない。実施設計についても同様に、基本設計業務が完了したうえで着手するものとする。

なお、プランの作成に当たっては、地下構造物の有効活用の方針についても盛り込むこと。当該方針の承認に当たっては、技術的な妥当性や実現性等を検証するため、発注者において、学識経験者等の第三者に意見を求める場合がある。また、基本設計及び実施設計の途中においても、同様に意見を求める場合がある。

(2) 設計業務等の実施に当たり、現地踏査、文献等の資料収集、施設管理者への聞き取り調査等を実施し、設計等に必要な現地の状況を把握し、その結果の取りまとめを行わなければならない。

(3) 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、毎月又は発注者の求めに応じ、定例報告会議を開催し、発注者へ業務の方針、進捗状況等を報告すること。場所・日時については、受注者の意見を聞き発注者が指定するものとし、資料等については受注者にて必要部数を用意すること。また、平面図、立面図及び断面図等、設計の各段階ごとに案を提出し、発注者の確認を受けた上で作業を進めなければならない。

(4) 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律等並びにこれに基づく命令及び条例の規定等を遵守するほか、県の定める工事標準仕様書、各種設計基準及び標準図等に基づいて設計を進めなければならない。

(5) 工事実施時に支障となることがないように、県、官公署及びその他関係機関等との打ち合わせを緊密に行い、結果について書面に記録し、発注者へ報告するとともに、その内容について相互に確認したうえ、文書で保存しておかななければならない。

（例： 建築主事、消防署、上水・下水管理者、電力・電話・ガス会社等）

(6) 業務の進捗状況を管理表により管理し、発注者へ報告すること。

また、工程表の実施工程を更新の上、毎月5日及び発注者が指示する時期までに発注者へ報告すること。

(7) 関係者との打ち合わせ事項等については、議事録を作成し発注者に提出しなければならない。

(8) 建築及び設備の設計工程を明確にし、各設計担当者相互の連絡を密にすることにより、設計作業が円滑に進むよう努めること。

(9) 管理表に修正がある場合は、発注者へ書面にて報告し、指示に従わなければならない。

(10) 発注者は、本事業を適正かつ円滑に実施するため、本事業に係るコンストラクションマネジメント業務を別途発注する予定である。本事業に関し、コンストラクションマネジメント事業者から依頼等が行われた場合は、当該依頼に係る発注者からの指示に基づいて対応すること。

(11) 設計に基づく施設内容についての説明会等を県で実施する場合は、資料作成及び説明等の支援をすること。

- (12) PUBDIS（公共建築設計者情報システム）の登録を行うこと。
- (13) この仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と協議して定めること。

4 業務内容

設計業務は一般業務と追加業務とし、内容は次による。

- (1) 基本設計に関する一般業務内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号による。
- (2) 実施設計に関する一般業務内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第二号による。
- (3) 追加業務の内容は次による。
 - ① 積算業務
 - ② BIMを利用した設計図書の作成（別添2による）
 - ③ ZEB化実施検討業務
 - ④ 概略工事工程表
 - ⑤ 透視図作成（鳥瞰・外観・内観）

5 設計図書の作成

- (1) 設計図書の用紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、発注者の指示によること。
- (2) 設計図書には、全て氏名及び建築士登録番号を記入すること。
- (3) 積算書、構造計算書等の書式は独自のものを使用してよい。（ただし、A4版ファイルを原則とする。）

6 提出する設計図書等

- (1) 設計が完了したときは、設計図書及び数量計算書等を発注者に提出し審査を受けること。また、訂正の指示があった場合は、訂正を行った後、設計図書等を引き渡すこと。
- (2) 成果品
 - ① 基本設計
 - 次表のうち○印を付したものを指定部数提出すること。
 - なお、基本設計図については、CADデータ（CD-RまたはDVD±R（正・副1部））を併せて提出すること。

	種 類	内 容	備 考
○	基本設計図	附近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、 特記仕様書、特記事項、面積表、法規チェックその他 給排水、ガス、電気、冷暖房、空調等の内外部器具及び配管接続等図 面	(注1)
○	設計説明書	上記基本設計図決定の説明 1. 計画概要（全体計画、建物概要等） 2. 配置計画・敷地の利用計画 3. 地下構造物解体計画 4. 一般計画（平面・断面・立面、動線、サイン、日照、通風、 換気等）	

		5. 舞台設備計画（動線、サイトライン・照明計画・映像計画・音響計画等） 6. 構造計画（経済的な優位点等） 7. 設備計画（効率的・効果的な照明・空調計画、経済的な優位点等） 8. 環境配慮計画（Z E B化検討等） 9. 景観配慮計画 10. 防災安全計画（自然災害対策、セキュリティ等） 11. 仕上げ材料（内外装デザイン・仕様、色彩等） 12. 外構計画（搬出入、雨水排水等） 13. 什器備品仕様・レイアウト計画 14. B I Mデータ説明資料 15. 施工計画（仮設、工程等） 16. 特記事項・その他	
○	コスト縮減対策説明書	イニシャルコスト及びメンテナンスを含めたランニングコスト縮減を図るための提案、説明書	
○	建設予定地調査書	建設予定地の概要、特記すべき事項等	
○	工事費概算書	建築工事の主要工事別の概算 設備工事の主要工事別の概算	
○	透視図	内観・外観含め5枚程度とし、これ以外については必要に応じて発注者と協議し決定する（鳥瞰図及びファサード）	
○	アスベスト含有分析調査報告書	分析方法は JIS A 1481-1 による。	
○	シーリング材種判定及びP C B含有分析の要否判定報告書	別添3による	
○	その他発注者の指示するもの		

(注1) 図面データのファイル名は、日本語とする。

CD-R等電子媒体に、

- ・ PDFデータ
- ・ CADデータのファイル形式が、S F C形式のファイルのもの（県の標準CADソフトであるJw_cadで開いた際に文字化け等の不具合が発生しないことを確認すること。）
- ・ CADデータのファイル形式が、使用したCADのオリジナルのファイル形式のもの（ただし、jww・dxf・dwg形式に限る。）

を保管するものとし、それぞれをフォルダを別にして、整理して保管すること。

図面の表題欄の寸法及び様式は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の付属資料3による。

CD-R（DVD-R）への書き込み後の電子成果物について、最新のウイルス定義データを用いてウイルスチェックを行い、コンピュータウイルス等が無く、安全であることを確認すること。

電子媒体を収納するケースの背表紙には、「委託業務名」、「作成年月」を横書きで明記すること。

なお、業務名が長く書ききれない場合は、先頭から書けるところまで記入すること。

電子媒体への記載項目は、原則直接印刷とし、表面に損傷を与えないよう注意すること。

その他の事項については、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の6. 3 電子媒体記載事項による。

② 実施設計

次表のうち、○印を付したものを、指定部数提出する。

	種 類	数 量 等	備 考
○	設計図書（次に掲げる設計図書一覧表1～3のうち、必要な図面一式）	二つ折製本 CADデータ（注1）	製本の大きさ及び画面サイズは、発注者の指示によること。 （注2）
○	工事費内訳書	白焼き1部 電子データ（注1）	
○	積算数量調書（数量調書、単価調書及び見積書等）	原稿一式 電子データ（注1）	
○	設計計算書（次に掲げる設計図書一覧表3 G.のうち、必要な図書一式）	白焼き1部 PDFデータ（注1）	
○	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル計画書（積算段階） ・資材使用調書 ・構造計算チェックリスト ・ユバ・サルデザインに関するチェックリスト ・防災計画説明書 ・コスト縮減対策説明書 ・施設の長寿命化計画書 	白焼き1部 電子データ（注1）	
○	透視図	基本設計で提出したものと同一鳥瞰・ファサードとし、これ以外については必要に応じ発注者と協議し決定する	
○	計画通知書他	必要部数	通知書及び関係図書 手続業務及び手数料を含む。 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続業務並びに手数料を含む。
○	消防法による届出書	必要部数	使用開始届及び関係図書 手続業務を含む。
○	都市計画法適合証明	必要部数	手続業務及び手数料を含む。
○	ZEB計画		
○	BIMデータ説明資料	別添2による	
○	関係法令等に基づく各種申請書の作成及び申請手続業務 徳島県脱炭素条例に基づく建築物環境配慮計画書の作成及び提出業務	必要部数	各種申請書の作成等 （標識看板の作成、設置報告書の届出）

	徳島市における建築物に 附置する駐車施設に関する 条例に基づく届出書等の 作成及び提出業務 徳島市景観まちづくり条例 に基づく届出書の作成 及び提出業務 国土交通大臣認定申請に 係る申請書の作成及び申 請手続業務（必要があれば）		
○	関係機関との協議記録	白焼き 1 部 電子データ（注 1）	
○	その他発注者の指示する もの		

(注 1) CD-RまたはDVD±Rに保存（正・副1部）する。なお、全て同じ電子媒体に保存してもよい。
 CD-R（DVD-R）への書き込み後の電子成果物について、最新のウイルス定義データを用いて
 ウイルスチェックを行い、コンピュータウイルス等が無く、安全であることを確認すること。
 電子媒体を収納するケースの背表紙には、「委託業務名」、「作成年月」を横書きで明記すること。
 なお、業務名が長く書ききれない場合は、先頭から書けるところまで記入すること。
 電子媒体への記載項目は、原則直接印刷とし、表面に損傷を与えないよう注意すること。
 その他の事項については、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の6. 3
 電子媒体記載事項による。

(注 2) ① 基本設計（注 1）による。

(3) 成果品の取り扱いについて

提出された設計図書（電子データ）については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施
 工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

次表 1 から 3 のうち、必要なものを指定部数提出すること。

設計図書一覧表 1

種 類	備 考	種 類	備 考
A. 共通設計図		B. 敷地造成設計図	
1. 表紙		1. 敷地測量図	
2. 図面目録		2. 敷地平面図	
3. 営繕工事共通仕様書	Excel 形式 または県指定 の様式	3. 縦横断面図	
4. 特記仕様書	Excel 形式 または県課指 定の様式	4. 擁壁詳細図	
5. 配置図、附近見取図			
6. 支障物件確認図			
7. 面積表、面積計算書			
8. 概略工事工程表			
9. 仮設計画図			

設計図書一覧表 2

種 類	摘 要	種 類	摘 要
C. 建築設計図		D. 電気設備設計図	
1. 内外仕上表		1. 変電設備機器配置図	
2. 各階平面図		2. " 系統図	
3. 立面図 (4 面)		3. 電灯設備各階平面図	
4. 断面図		4. " 幹線平面図	
5. 軸組図		5. " 平面詳細図	
6. 基礎伏図		6. " 器具取付詳細図	
7. 床伏図		7. 電灯設備系統図	
8. 小屋伏図		8. " 集合計器盤	
9. 梁伏図		9. " 分電盤	
10. 天井伏図		10. " 器具取付表	
11. 屋根伏図		11. " 予備電源設備図	
12. ペントハウス		12. 動力配線設備平面図	

	13. 平面詳細図			13. " 系統図	
	14. 矩計詳細図			14. " 制御盤図	
	15. 階段詳細図			15. 電話配管各階平面図	
	16. 各部詳細図			16. " 系統図	
	17. 室内展開図			17. " 端子盤図	
	18. 建具表			18. 火災報知器設備各階平面図	
	19. 構造伏図			19. " 系統図	
	20. 床梁及び壁リスト			20. " 機械図	
	21. 床板・階段・基礎配筋図			21. 放送設備各階平面図	
	22. ラーメン配筋図			22. " 系統図	
	23. ブロック配筋図			23. テレビ聴視設備各階平面図	
	24. 防火壁			24. " 系統図	
	25. 山留め、水替詳細図	必要があれば		25. " 機器図	
	26. 日影図	必要があれば		26. 避雷針配線及び取付図	
	27. その他必要な図面			27. 電鈴設備各階平面図	
				28. " 系統図	
				29. " 機器図	
				30. 情報設備各階平面図	
				31. 情報設備系統図	
				32. その他必要な図面	

設計図書一覧表 3

種 類	摘 要	種 類	摘 要
E. 機械設備設計図 (給排水、衛生、ガス、空調、 冷暖房)		F. 屋外附帯設計	
1. 衛生設備各階平面図		1. 外柵門扉平面図及び詳細図	
2. " 系統図		2. 造園植栽平面図及び詳細図	
3. " 詳細図		3. 道路平面図及び詳細図	
4. 消火栓設備各階平面図		4. 雨水排水平面図及び詳細図	
5. ガス設備各階平面図		5. 公園平面図及び詳細図	
6. 受水槽詳細図		6. 構内舗装図	
7. 高置水槽詳細図			
8. し尿浄化槽詳細図			
9. 換気設備各階平面図			
10. " 系統図		G. 設計計算書	
11. " 詳細図		1. 構造計算書 (構造計算チエ ックリスト含む)	
12. 冷暖房設備各階平面図		2. 設備構築物構造計算書	
13. " 系統図		3. 給水流量計算書	
14. " 詳細図		4. 排水 "	
15. 空気調和設備各階平面図		5. 浄化槽容量計算書	
16. " 系統図		6. 換気量計算書	
17. " 詳細図		7. 暖房負荷計算書	
18. エレベーター設備平面図		8. 冷房 "	
19. " 機械室詳細図		9. 電圧降下計算書	
20. " カゴ詳細図		10. 照度計算書	
21. シャフト詳細図			
22. その他必要な図面			

7 貸与する図書及び資料

次表のうち○印を付したものを貸与するので、適切な保管に努めること。また、貸与品は、成果品の引渡しの際に、すみやかに返却すること。

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
○	1. 敷地測量図			6. 各種標準図	
○	2. 各種設計資料		○	7. 既存図面（CADデータ）	
○	3. 基本構想報告書等		○	8. 既存図面（紙媒体）	
○	4. 地質、地盤調査資料			9. 既存図面（BIMデータ）	
	5. 各種設計基準図			10.	

8 再委託

- (1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手先の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、発注者に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

9 設計対象建物及び設計概要

設計対象建物及び設計概要は別添1による。なお、設計過程において疑義が生じた場合はすみやかに発注者へ報告し、その解決を図るものとする。

10 設計委託履行期間

- (1) 基本設計等業務：契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで
- (2) 実施設計業務：契約締結日の翌日から令和10年4月10日まで

1 1 その他委託上の条件

- (1) この設計の成果物の著作権は、引渡し時より県に帰属するものとし、県において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。
- (2) 工事実施にあたり、設計内容に疑義が生じた場合は、受注者は責任ある回答を行わなければならない。また、当該問題の解決のため現場指導を求められた場合は、担当者を現地に派遣しなければならない。
- (3) 工事実施にあたり、受注者の責めに帰する事由により設計変更の必要が生じたときは、発注者の指示により、受注者において設計変更図書の作成を行わなければならない。
- (4) 建築計画通知書、消防法による諸届及び法令に定められた諸手続きは、受注者においてすみやかに行うものとし、その内容を発注者へ報告し、必要な協議を行うものとする。
- (5) 当該業務に直接関連して、施工期間中に発生する設計関連業務（設計意図の伝達業務等）の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有・無
- (6) 構造計算書は、県指定の構造計算書チェックリストにより確認すること。
- (7) 本業務には、石綿含有の恐れのある建材に係る石綿含有調査（分析調査）の業務が含まれている。
- (8) 本業務には、【別添3】に基づくシーリング材種判定及びP C B含有分析の要否判定の業務が含まれている。
- (9) 支障物件確認図の作成に当たっては、既存図面（新築・改修）を全て確認し、本工事で損傷する可能性のある電気配管配線・衛生配管等（支障物件）を洗い出し、図面化すると共に、損傷による既存施設運営への影響範囲を確認し、支障物件周辺における施工条件を図面内に明示すること。なお、明らかに工事の支障となる物件については、先行迂回等の措置が施せるよう図面化すること。
- (10) 既存施設運営及び各工事間の取合いを考慮した概略工事工程表を作成し、設計図に盛込むこと。なお、既存施設運営に影響を及ぼす工程（はつり・停電・断水等）については、工事手順を詳細に記載する等、工事着手後の工程検討が円滑に行えるよう配慮すること。